

帰宅困難者支援マニュアル (案)

平成25年 月 日

津田沼駅周辺帰宅困難者等対策協議会

目次

1	はじめに	p1
1	1 帰宅困難者問題の概要	
2	2 津田沼駅周辺における帰宅困難者問題	
3	3 駅周辺における混乱を軽減させるポイント	
2	平常時の各機関の役割	p*
3	平常時の対策のポイント	p*
1	1 災害発生時のルールを事前に周知しておく	
2	2 備蓄品を確保しておく	
3	3 対応マニュアル等を整備し、訓練を実施する	
4	一時滞在施設の指定	p*
5	発災時の各機関の役割	p*
6	発災時の対応の流れ	p*
7	発災時の対応の基本事項	p*
8	発災時の情報連絡のルール	p*
9	発災時の対応のポイント	p*
1	1 安全確保・施設の安全点検	
2	2 運行状況・駅の情報収集	
3	3 むやみに移動を開始しないこと等を広報する	
4	4 一時滞在施設・避難所・大型店の情報収集	
5	5 各機関へ一時滞在施設の状況を連絡する	
6	6 一時滞在施設開設等を市民へ広報する	
7	7 一時滞在施設で帰宅困難者を受入れる	

1 はじめに

1 帰宅困難者問題の概要

平成23年3月に発生した東日本大震災では、交通機関の停止によって、首都圏を中心として大量の帰宅困難者が発生しました。首都圏の駅周辺は、行き場を失った人々で埋め尽くされ、集団転倒などの危険も起こり得る状況でした。また、幹線道路は、交通機関の復旧を待たずして徒歩で帰宅を始めた人々であふれる状況であり、今後、高い確率で発生が予想されている「東京湾北部地震」においてこのような事態が発生した場合、消防や警察などの緊急車両による対応に支障をきたす可能性もあります。

2 津田沼駅周辺における帰宅困難者問題

一方、津田沼駅周辺においても、東日本大震災では約2000人の帰宅困難者が発生しており、今後発生が予想される「東京湾北部地震」においても、同等程度の帰宅困難者が発生すると見込んでいます。

津田沼駅周辺における帰宅困難者の人数は、首都圏と比べると非常に少ないですが、やはり駅周辺に行き場を失った人が集まることで、集団転倒や火災の延焼に巻き込まれるなどの二次被害につながるおそれがあり、また、駅周辺の混乱が、行政機関や消防機関の活動を阻害する可能性も考えられます。

このような混乱を軽減するためには、駅周辺で帰宅困難者が発生した際の対応について、駅周辺の機関や地元の住民、行政機関や消防・警察の間で、共通の認識を持つておくことが必要です。

そこで、平成23年7月、今後の大地震に備え、関係機関や地域住民からなる津田沼駅周辺帰宅困難者等対策協議会を設置し、それぞれが共通の認識をもって帰宅困難者対策が取れるよう、数回にわたり対策を検討し、その結果を本マニュアルとしてとりまとめました。

1 はじめに

3 駅周辺における混乱を軽減させるポイント

地震発生後に津田沼駅周辺で予想される混乱を軽減するためには次の2つが大きな柱となります。

(1) 駅にむやみに人を向かわせない

発災後、人々が情報を求めて、あるいは、運転再開を期待して駅に集まってくると考えられます。それぞれの機関において、施設利用者や買い物客に対して適切な情報を発信するとともに、帰宅困難となった人を各施設で可能な限り留め置くことで、不用意に駅に人が集まることを軽減することができます。

(2) 駅にいる乗客などを安全な場所へと移動させる

鉄道の停止により、やむなく津田沼駅で途中下車した人が大量に駅構内にあふれると考えられます。このうち、徒歩で帰宅できない人を一時滞在施設などのスペースへと移動することができれば、駅における混乱の緩和につながります。

2 平常時の各機関の役割

■ 平常時の各機関の役割表 ■

		【 平常時の役割 】		
		体制整備	普及・啓発	食料・物資等の準備
共通事項		○各機関における対応をルール化し、必要に応じて内部マニュアル等を作成し、従業員等に周知する。	○市民や利用者等に対し、「むやみに移動を開始しない」などの行動ルール等を、各機関が持っている媒体を活用して普及・啓発する ○訓練に積極的に参加する ○従業員等に対し、帰宅困難者への対応を周知・徹底する	○各個人の責任で、自分局の備蓄物資等を職場に準備する。または、職場として、従業員分の備蓄を準備する。
主 体	[市]			
	①習志野市 (危機管理課)	○協議会を運営する ○緊急時連絡先一覧表を整備・更新する ○一時滞在施設を指定し、周知する ○帰宅支援施設を指定し、周知する ○緊急時の通信網を整備する	○取組み状況をホームページ等へ掲載し、広報する ○事業所等に対し、対策を指導・周知する ○訓練等を企画・運営する(行政境を越えた協力等も含めて)	○帰宅困難者向け支援物資(流通物資含む)を確保する(千葉県・隣接市との連携) ○大型店等との物資提供体制を整備する(協定の活用や新たな協定の締結)
	②船橋市 (危機管理課)			
	[交通事業者]			
	①JR津田沼駅	○運行情報の収集・提供体制を整備する ○一時的に留めるスペースの確保に努める ○案内(誘導)体制を確保する	○訓練等を企画・実施する(行政機関等との協力)	
	②新京成新津田沼駅			
	③京成津田沼駅			
	[大型店]			
	①イオン(モール)津田沼店	○利用客を一時的に留める(抑制)スペースを確保・指定する ○従業員(社員)等への一斉帰宅抑制(必要な備え)をルール化する		○利用客を一時的に留められる程度の備蓄の確保又は、商品の在庫を提供できる体制を確保する
	②イトーヨーカドー津田沼店			
	③ミナナ津田沼店			
	④パルコ津田沼店			
⑤モリシア津田沼店				
⑥ザ・ブロックビル				
[一時滞在施設]				
①習志野文化ホール	○受入スペースを確保・指定する ○従業員(職員・学生)等への一斉帰宅抑制(必要な備え)をルール化する	○一時滞在施設の指定を受けていることを、ホームページ等の可能な手段を活用し広報する	○市と連携し、帰宅困難者向け備蓄物資の確保に努める。	
②千葉工業大学				
③ホテルメッツ津田沼				
[商工会議所・商店会]				
①習志野商工会議所	○会員への対応の統一化を図る ○会員となっている企業等への一斉帰宅抑制(必要な備え)をルール化する			
②津田沼南口商店会				
③津田沼一丁目商店会				
④船橋市前原商店会				
[市指定避難所]				
①谷津小学校	○学校防災対応マニュアルを策定する ○保護者等との連絡体制・引き渡しまでの生徒等の保護体制を構築する ○避難所における避難者や帰宅困難者への対応をマニュアル化する ○避難所での受入対応に関し、地域住民へ周知する(帰宅困難者を受入れる可能性があることを周知)	○家庭での行動ルール・安否確認方法等を確認する		
②第一中学校				
③第五中学校				
④前原小学校				
⑤東部公民館				
[地域住民]				
①津田沼連合町会	○避難所での受入対応に関し、地域住民へ周知する(帰宅困難者を受入れる可能性があることを周知し、共通認識を図る)	○家庭での避難行動のルール・安否確認方法等を確認する	○災害発生時に避難所に避難しなくても済むように、各家庭において必要な備蓄物資等を準備する ○町会や自治会等で必要な備蓄物資等を準備する	
②津田沼北部連合町会				
③谷津連合町会				
④谷津西部連合町会				
⑤前原自治連合協議会				
[千葉県]				
①葛南地域振興事務所	○本庁との調整を図り、情報提供体制を整備する。	○県民に対し、「むやみに移動を開始しない」などの行動ルールや安否確認手段等を、パンフレットの配布など可能な手段を活用し普及・啓発する		
[警察機関]				
①習志野警察署	○混乱防止対策・誘導体制を整備する ○交通規制等の事前対策を整備する		○交通規制・誘導等に必要な資機材を準備する	
②船橋東警察署				
[消防機関]				
①習志野市消防本部	○二次災害発生時の出動体制を整備する	○事業所等に対し、訓練等により指導する	○救助・救急活動等に必要な資機材を準備する	
②船橋市消防局				

従業員等：従業員・社員・職員・会員など、その機関で働く者をまとめて「従業員等」とする
 利用者等：施設の利用者・買い物客・乗客等をまとめて、ここでは「利用者等」とする

3 平常時の対策のポイント

1 災害発生時のルールを事前に周知しておく

(1) 「災害時にはむやみに移動を開始しない」ことの事前周知

地震発生時、建物が無事であれば、帰宅困難となった従業員等や利用客等を可能な限り施設内に留め置くことで、駅周辺に人が集まることを防ぐことができ、混乱の軽減につながります。

そのためにも、各機関では平常時から、従業員や職員に対して「地震発生後、むやみに移動を開始しない」ことを周知しておきます。

また、利用客に対しても、パンフレットの配布など、可能な手段を使ってルールの普及・啓発に努めます。

一方で市は、広報紙等を活用して、市民や市内の民間企業に対し「むやみに移動を開始しない」ことを広報し、市民への浸透を図ります。

事前周知文の例

災害発生時、交通機関が運行を停止すると、駅を中心として多くの帰宅困難者が発生すると考えられます。駅周辺での混乱に巻き込まれると、集団転倒などの二次被害の危険があるだけでなく、道路や歩道が多くの人で埋まった場合、消防・警察・自衛隊等の緊急車両が速やかに現場に到着できず、救助活動が妨げられる恐れがあります。

このことから、災害発生時は、むやみに移動を開始するのではなく、安全な場所にとどまり、正確な情報を入手した上で、行動を開始するようにしましょう。

(2) 安否確認の方法の事前周知

東日本大震災においては、通常の電話回線が輻輳したため、家族等の安否が確認できず、やむを得ず徒歩で家に帰り、そこではじめて家族の安否を確認できたというケースも多々ありました。このようなケースでは、家族等の安否が確認できていれば、急いで帰宅する必要がなくなる場合もあると考えられます。

そこで、各機関においては、地震発生時の安否確認方法として、「災害用伝言板171」、「災害用伝言ダイヤル」などのサービスが活用可能であるということを、従業員や職員にあらかじめ周知しておきましょう。

また併せて、事業所と従業員等との間での安否確認方法についてもあらかじめ決めておくようにします。

習志野市は、広報紙等を活用して、市民や市内の民間企業等に対して地震発生時の安否確認方法について広報し、市民への浸透を図ります。

3 平常時の対策のポイント

地元町会においても、市民が集まる機会を活用して、災害時の安否確認方法を周知します。

事前周知文の例

災害発生時に通常の電話が輻輳した時、家族などの安否確認には、「災害用伝言ダイヤル171」が有効です。

使い方は、171に電話をかけ、ガイダンスに従うことで、音声によってメッセージを登録・再生ができます。

また、携帯電話各社が提供する、「災害用伝言板」は、文字による安否情報の登録・閲覧ができます。

いずれのサービスも、大規模な災害が発生した場合に使えるようになるサービスですが、毎月1日と15日には体験利用ができませんので、使い方を家族間などで確認しておくようにしましょう。

2 備蓄品を確保しておく

従業員等が施設内で待機するためには、水や食料、毛布、簡易トイレ、トイレットペーパー、燃料（非常用発電機等に使用）等をあらかじめ職場に備蓄しておく必要があります。

各個人が自分の責任で自分の分を備蓄しておく方法や、各職場で従業員分をまとめて備蓄しておく方法など、いくつかの方法が考えられますが、いずれにしても、家庭での備蓄と同様に最低3日間程度はしのげるだけの備蓄をするようにします。

市は、市民に対し、また、津田沼駅周辺のみならず市内の各企業等に対し、各職場で最低3日程度はしのぐことができる分の備蓄を確保するように広報等を使って周知します。

また、一時滞在施設においては、従業員等のための備蓄とは別に、市と協力して、帰宅困難者用の備蓄の確保にも努めます。

備蓄量の目安

(1) 水 1人当たり1日3リットル⇒計9リットル

(2) 食料 1人当たり1日3食 ⇒計9食

(3) 毛布 1人当たり1枚

(4) その他 簡易トイレ・トイレットペーパー・携帯ラジオ・
懐中電灯・乾電池 など

3 平常時の対策のポイント

3 対応マニュアル等を整備し、訓練等を実施する

発災時の各機関における対応（施設内待機・帰宅困難者への対応等）について、それぞれの機関で定めておきます。その上で、冊子や電子媒体等により、従業員等の間に周知しておきます。

また、利用客等への情報伝達に使用できる、ホワイトボードや掲示板についても、あらかじめ検討しておきます。

習志野市は、訓練を定期的に企画・実施し、各機関は積極的に参加して、帰宅困難者等の受入れの手順等を確認し、必要な場合は改善を行います。また、各機関での担当者が変わった場合はその都度、事務局である危機管理課へ連絡し、名簿を最新のものにしたうえで再配布します。

4 一時滞在施設の指定

帰宅困難者を一時的に受け入れたり、可能な範囲での物資の提供を行うなど、帰宅困難者を支援するための施設として、習志野市は、次の3つの機関と協定を締結しています。

○対象施設

千葉工業大学・習志野文化ホール

○開設期間

発災から最大で1日程度（金曜日 15時発災の場合、土曜日の夕方ごろまで）

○可能な範囲で以下の支援を行います

- （1）施設の安全を確認した後、市と連携し帰宅困難者を受け入れます。
- （2）水・食料・毛布などの支援物資を配布します。
- （3）帰宅困難者に対して、鉄道の運行状況や道路の被害状況などの情報を提供します。

○事前周知・広報

一時滞在施設である2機関は、一時滞在施設として指定されていることを、職員や学生・従業員等にあらかじめ周知し、運営要員や受け入れ場所等について決めておきます。

また、習志野市は、広報紙やホームページ等で、一時滞在施設について広報し、事前周知を図ります。

事前周知文の例（施設の関係者向け）

この施設は、大規模地震発生時、帰宅困難者を一時的に受け入れる「一時滞在施設」となります。これは、駅周辺において帰宅困難者が集中することによる集団転倒などの二次災害を防止し、また、行き場を失った帰宅困難者が道路上などにあふれて緊急車両の通行が阻害されることを防止するためのものです。

一時滞在施設として開設する場合は、まず施設の安全点検を行ったうえで、帰宅困難者の方を受け入れるためのスペースを設定し、受け入れ期間は最大で発災から1日程度を予定しています。

仮に、1日が経っても交通機関が復旧しなかった場合には、帰宅困難者の方は、近くの避難所へと移るか、または徒歩で帰宅するかのどちらかとなります。

みなさまのご理解とご協力を、よろしくお願いいたします。

5 発災時の各機関の役割

■ 発災時の各機関の役割表 ■

		【 発 災 時 の 役 割 】	
		情報収集・提供	支援・一時収容
主 体	<p style="text-align: center;">[市]</p> <p>① 習志野市 (危機管理課・災害対策本部)</p> <p>② 船橋市 (危機管理課・災害対策本部)</p>	<p>○ 駅を始めとする各施設の状況を把握する(現地への職員派遣)→習志野市・船橋市相互の情報共有</p> <p>○ 関係機関や地域住民へ情報を提供する(一斉FAX・一斉メール・防災無線等)</p> <p>○ 一時滞在施設や避難所の受入れ状況を確認する</p> <p>○ 関係機関へ応援を要請する(避難誘導等)</p> <p>○ 関係機関の総合調整を行う</p>	<p>○ 一時滞在施設や避難所へ職員を派遣する</p> <p>○ 一時滞在施設の運営を支援する(運営は主として施設管理者が実施する)</p> <p>○ 食料・物資等を手配・配布する</p> <p>○ 一時滞在施設閉鎖の判断やその後の対応に係る情報を提供する</p>
	<p style="text-align: center;">[交通事業者]</p> <p>① JR津田沼駅</p> <p>② 新京成新津田沼駅</p> <p>③ 京成津田沼駅</p>	<p>○ 運行状況を把握し、利用者に情報を提供する</p> <p>○ 市災害対策本部に逐一、運行状況や駅の状況を連絡する</p>	<p>○ 利用者を一時滞在スペースに留める</p> <p>○ 緊急時は、可能範囲で備蓄物資を提供する</p> <p>○ 一時滞在施設や避難所の状況を確認する→確認が取れしだい、案内する(可能であれば誘導する)</p>
	<p style="text-align: center;">[大型店]</p> <p>① イオン(モール)津田沼店</p> <p>② イトーヨーカドー津田沼店</p> <p>③ ミーナ津田沼店</p> <p>④ パルコ津田沼店</p> <p>⑤ モリシア津田沼店</p> <p>⑥ ザ・ブロックビル</p>	<p>○ 駅に人を派遣して駅の情報目視等で確認し、情報を収集する</p> <p>○ 駅や市から得た情報や安否確認方法などの情報を、利用客に提供する</p> <p>○ 施設(安全点検結果)や従業員・利用者の情報を市災害対策本部に連絡する</p>	<p>○ 施設の安全点検を行う</p> <p>○ 利用客・従業員を可能な限りその場に留める</p> <p>○ 一時滞在施設や避難所の状況を把握する</p> <p>○ 対応が困難な場合、市災害対策本部と連携し、帰宅困難者等を一時滞在施設や避難所へ誘導する</p> <p>○ 一時滞在施設への水等の提供(協定の活用)</p>
	<p style="text-align: center;">[一時滞在施設]</p> <p>① 習志野文化ホール</p> <p>② 千葉工業大学</p> <p>③ ホテルメッツ津田沼</p>	<p>○ 駅に人を派遣して駅の情報目視等で確認し、情報を収集する</p> <p>○ 駅や市から得た情報や安否確認方法などの情報を、施設利用者に提供する</p> <p>○ 施設(安全点検結果)や従業員・利用者の情報を市災害対策本部に連絡する</p>	<p>○ 安全チェックリストに基づき施設の安全点検を行う</p> <p>○ 利用客・従業員をその場に留める</p> <p>○ 可能な範囲で帰宅困難者等を受け入れる</p> <p>○ 可能な範囲で水やトイレなどを提供する(市と協力)</p> <p>○ 可能な範囲で帰宅困難者等の概数や健康状態を把握する(帰宅困難者カードの記入)</p>
	<p style="text-align: center;">[商工会議所・商店会]</p> <p>① 習志野商工会議所</p> <p>② 津田沼南口商店会</p> <p>③ 津田沼一丁目商店会</p> <p>④ 船橋市前原商店会</p>	<p>○ 駅に人を派遣して駅の情報目視等で確認し、情報を収集する</p> <p>○ 駅や市から得た情報や安否確認方法などの情報を、利用客や帰宅困難者等に提供する</p>	<p>○ 一時滞在施設や避難所の状況を確認し、場所を案内する</p> <p>○ 可能な範囲で営業を継続する(販売が支援につながる)</p> <p>○ トイレや水等を提供する</p>
	<p style="text-align: center;">[市指定避難所]</p> <p>① 谷津小学校</p> <p>② 第一中学校</p> <p>③ 第五中学校</p> <p>④ 前原小学校</p> <p>⑤ 東部公民館</p>	<p>○ 施設や避難者(地域住民)の状況を市災害対策本部に連絡する</p> <p>○ 市災害対策本部から帰宅困難者等の情報を収集する</p>	<p>○ 一時滞在施設に入りきれなかった帰宅困難者等を受け入れる(市からのリアルタイムな情報を入手する)</p> <p>○ 可能な限り避難者と帰宅困難者等を区分けして収容する</p> <p>○ 帰宅困難者に対し、地域住民の避難者と同様の対応を行う</p>
	<p style="text-align: center;">[地域住民]</p> <p>① 津田沼連合町会</p> <p>② 津田沼北部連合町会</p> <p>③ 谷津連合町会</p> <p>④ 谷津西部連合町会</p> <p>⑤ 前原自治連合協議会</p>	<p>○ 帰宅困難者等の発生状況について避難所や地域住民へ情報提供する</p>	<p>○ 避難所で帰宅困難者等を受け入れる際の支援活動を行う</p>
	<p style="text-align: center;">[千葉県]</p> <p>① 葛南地域振興事務所</p>	<p>○ 県災害対策本部から情報を収集し、市災害対策本部へ提供する</p> <p>○ 市災害対策本部から被害情報等を収集し、県災害対策本部へ報告する</p>	<p>○ 県災害対策本部と連携し、支援や一時収容の各種対応に関する情報を市災害対策本部へ提供する。(県締結協定の活用等)</p>
	<p style="text-align: center;">[警察機関]</p> <p>① 習志野警察署</p> <p>② 船橋東警察署</p>	<p>○ 交通機関の運行状況や道路混雑状況等の情報を収集し、市災害対策本部に報告する</p> <p>○ 交通機関の運行状況や道路状況等の情報を収集し、市災害対策本部に報告</p> <p>○ 高速道路及び主要幹線道路等の被害状況等の情報提供</p> <p>○ 警察(他署・交番)が入手した徒歩帰宅者や車両等の習志野市への流入、渋滞等の状況の情報提供</p> <p>○ 迷子保護の情報提供</p>	<p>○ 混乱の防止のための雑踏整理・避難誘導を行う</p> <p>○ 一般車両に対する交通規制を行って緊急車両の交通路の確保する</p> <p>○ 徒歩帰宅者が帰宅するルート(国道14号)への案内</p> <p>○ その他犯罪の予防、鎮圧に関すること</p> <p>○ 迷子・行方不明者の手配、広報</p>
	<p style="text-align: center;">[消防機関]</p> <p>① 習志野市消防本部</p> <p>② 船橋市消防局</p>	<p>○ 消防・救急活動における情報を収集・提供する(市災害対策本部への報告)</p>	<p>○ 一時滞在施設や避難所における傷病者発生時の救急搬送を行う</p> <p>○ 二次災害発生時の患者搬送・現場活動を行う</p>

6 発災時の対応の流れ

1 安全確保・施設の安全点検 P12

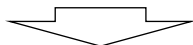
- 身の安全を確保し、それぞれの機関で施設の安全点検等を行う
- 地元町会は、安否確認や初期消火など、共助の活動を行う



2 運行状況・駅の情報収集する P13

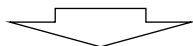
- 市は、3駅に連絡し、また場合によっては職員を派遣し、被害状況・運行状況・駅の混乱状況などの情報を収集する
- 直接駅に行ける機関は、駅に行って目視で状況を確認する
- 駅に行けない機関は、交通機関のホームページや、テレビ・ラジオ、市からの一斉FAX・一斉e-mailなどを受信し、運行状況等を収集する

運行停止していた場合



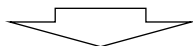
3 むやみに移動を開始しないこと等の周知 P13

- 各機関は、施設が安全であると判断すれば、施設内にできる限り人を留め、それぞれが持っている媒体を使い、むやみに移動を開始しないこと等の周知を行う



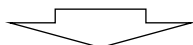
4 一時滞在施設・避難所・大型店の情報を収集する P14

- 市は、各施設について以下の状況を確認し、様式*へ記入する
 - ・一時滞在施設の被害状況
 - ・避難所の被害状況・避難者の状況
 - ・大型店の被災状況と、買い物客の状況
 - ・船橋市内の避難所の2施設については船橋市経由で状況を確認する
- 一時滞在施設・避難所での帰宅困難者の受入れの可否を検討する



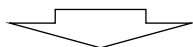
5 各機関へ一時滞在施設等の状況を連絡 P15

- 市は各機関へ、FAX・メールなど可能な手段で、一時滞在施設と避難所における帰宅困難者受入れ可否を連絡する
- 合わせて、災害の概要や道路の状況などの情報を提供する



6 一時滞在施設開設等の広報 P15

- 市は、登録制緊急メール・ホームページにより広報し、また各機関へ、一斉FAXまたは一斉e-mailで、一時滞在施設開設の情報を提供する
- 各機関は、必要に応じて、一時滞在施設を案内する



7 一時滞在施設での受入れ P16

7 発災時の対応の基本事項

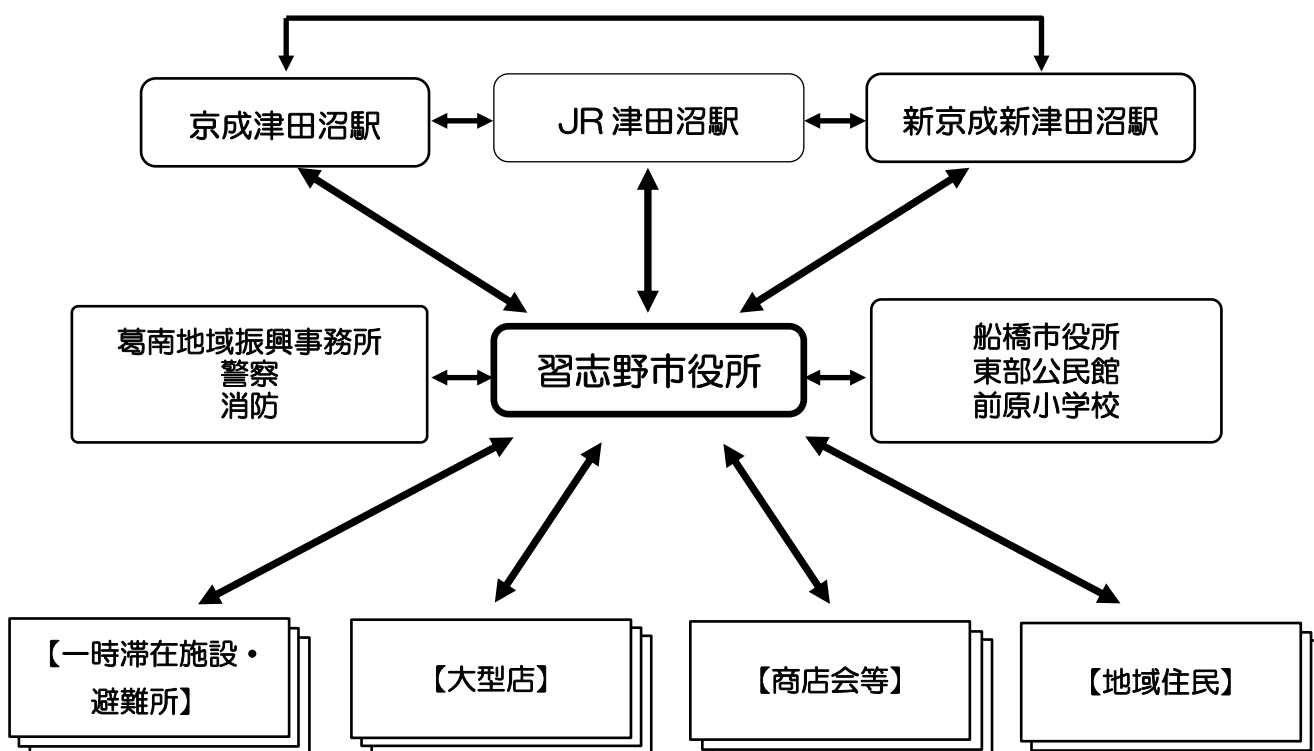
- 情報を一元化するために、原則として、各機関から駅・一時滞在施設・避難所へ個別の連絡は行わないこととし、市災害対策本部が情報の集約を行います。（ただし駅と駅との連絡は除きます。）
- 一時滞在施設で帰宅困難者を受入れことができる場合は、一時滞在施設へと案内します。一時滞在施設が使用できない場合は、避難所へと案内します。ただし、いずれの場合も、市が受入れ先の状況を把握した後で、各機関に連絡をしてから案内することとします。
- 一時滞在施設での受入れ期間は、最大で、発災の翌日までとします。それ以降は、避難場所へ移動するか帰宅するかを、帰宅困難者自身が決めます。
- 帰宅困難者に対して、電車の運行状況や一時滞在施設の状況など、必要な情報を迅速に提供することで混乱を抑制します。
- 災害時、どの通信手段が使えるかは、実際に災害が起きてみないとわかりません。市はFAX・電話・パソコンメール・緊急メール（登録制）など、その時使用できる手段で情報を発信し、各機関はそれらの情報を積極的にとるよう努めます。

帰宅困難者への情報提供が望まれる事項

- ・発災直後は、公共交通機関に関する情報・安否確認方法と併せて、「むやみに移動を開始しない」ことを呼びかけます。
 - ・災害全体の被害状況や通行不能な道路等について情報提供を行います。
 - ・しばらくして一時滞在施設の利用が可能となれば情報提供を行います。
- これら発信すべき情報は、時間経過とともに変わっていくため、その時のニーズにあった情報を提供するようにします。

8 発災時の情報連絡のルール

- ①共助の観点から、各機関は緊急連絡網を活用し、必要に応じて相互に連絡を取る。
- ②ただし、駅・一時滞在施設・避難所では、特に混乱が予想されるため、各機関からの駅・一時滞在施設・避難所への問合せは原則としてしない。習志野市災害対策本部が一時滞在施設や避難所の開設状況等を把握し、情報を集約した上で、各機関へ発信することとする。
- ③市からの情報発信は、市ホームページ・登録制緊急メール・一斉 FAX・一斉メール・電話等、そのときに使える手段を用いて行う。各機関は、その情報を積極的に得るようにする。



9 発災時の対応のポイント

1 安全確保・施設の安全点検

いずれの機関においても、まず身の安全の確保や、利用者の安全の確保をします。（各機関で持っているマニュアルや手順を活用）

その上で、施設の安全点検を行い、施設が継続して使用できるかどうかを判断します。施設内での待機が危険と判断した場合は、他の安全な場所（公園等）で待機させます。

地元町会においては共助の活動（初期消火・安否確認・救出救護）を行います。

施設安全チェック例

（破損状況）

- ・ 建物の傾き
- ・ 床の陥没
- ・ 天井の落下
- ・ 窓枠のひび、窓ガラスの破損
- ・ 照明器具の落下

（設備状況）

- ・ 電力（外部電力、非常用電源）
- ・ 照明や空調
- ・ エレベーター
- ・ 上下水道、トイレ
- ・ ガス（ガス漏れの有無）
- ・ 電話、インターネット

9 発災時の対応のポイント

2 運行状況・駅の情報収集する

習志野市は、各駅に連絡し、または場合によっては職員を直接派遣し、被害状況・運行状況・混乱状況を把握し、状況確認票に記録します。

発災直後から駅では多くの対応が生じると予想されるため、市以外の各機関は、運行状況などを電話等で駅に問い合わせることは避けます。駅の近くの機関は、駅に従業員等を派遣して目視で状況の確認をします。また、それが困難な場合は、交通機関のホームページや、テレビ・ラジオで情報を入手したり、市からの一斉 FAX・一斉 e-mail などを受信し、運行状況等を収集します。

3 むやみに移動を開始しないこと等を広報する

発災後、人々がむやみに移動を開始することを防ぐために、交通機関の停止がわかれば、その旨を館内放送などの可能な媒体を使って利用客に伝え、施設が安全であれば、帰宅困難者を施設内にできる限り留めるようにします。これらのアナウンスは、各機関の判断で速やかに実施するものとします。

広報例（むやみに移動を開始しないこと）

現在首都圏では、交通機関が運行を停止しています。また、各地で火災や倒壊が発生していると考えられます。

このような状況下でむやみに移動をはじめると、道路の混雑により、みなさん自身が危険に巻き込まれるおそれがあるほか、消防や救急などの対応の妨げとなる可能性もあります。むやみに移動を開始せず、施設内でとどまっていただきますようお願いいたします。

広報例（大型店等で水や食料・トイレの使用が可能な場合）

当店では、食料、水等を備蓄しておりますので、運行が開始されるまでの間、店内にとどまっていただくことができます。

なお、災害救助法が適用されるような大きな災害が発生した場合、帰宅困難者の対応に要した水や食料等にかかった費用は、支弁されますので、品目や数量ごとに記録をするようにします。

9 発災時の対応のポイント

また、併せて、家族との安否確認手段として有効な「災害用伝言ダイヤル171」や「災害用伝言板」の案内も行います。

なお、むやみに移動しようとするのを思いとどまらせるために、その理由を明瞭に説明するようにします。

広報例（安否確認方法）

現在、通常の電話回線は、輻輳の影響で非常に繋がりにくくなっています。家族の方との安否確認などには、「災害用伝言ダイヤル171」を活用することができます。使い方は、171にダイヤルして、ガイダンスに従ってください。

また、携帯各社の「災害用伝言板」も活用できます。

4 一時滞在施設・避難所・大型店の情報を収集する

習志野市は、一時滞在施設・避難所・大型店の各機関へ連絡し、また場合によっては職員を直接派遣し、被害状況等を把握し、状況確認票に記録します。

その上で、一時滞在施設の2施設と、開設の可否を協議し、決定します。

■市が収集する情報■

①一時滞在施設の状況	被害状況 対応状況 帰宅困難者受入れの可否 受入れ可能人数（概数）
②避難所の状況	被害状況 避難者の状況 対応状況 帰宅困難者受入れの可否 受入れ可能人数（概数）
③大型店の状況	被害状況 買い物客の状況 対応状況

9 発災時の対応のポイント

5 各機関へ一時滞在施設・避難所の状況を連絡する

市は、各機関に対し、登録制メール、ホームページ、一斉メールや一斉FAX など、その時に使用できる媒体を使って、一時滞在施設や避難所の状況を連絡します。

6 一時滞在施設開設等を市民へ広報する

各機関は、施設内の目立つ場所への掲示や、施設内外のアナウンスなど、それぞれが持っている媒体を使って、帰宅困難者に、一時滞在施設が開設したことを情報提供します。

なお、大型店や各店舗内で留め置いている場合で、一時滞在施設が開設された後も引き続き留め置くことができる場合は、引き続き留め置くようにします。

この際、帰宅困難者に、交通機関の復旧状況や帰宅経路の道路被害などの情報を可能な限り提供するようにします。

9 発災時の対応のポイント

7 一時滞在施設で帰宅困難者を受入れる

交通機関の停止によって津田沼駅周辺に帰宅困難者が発生した場合、施設管理者は、習志野市災害対策本部と協議し、一時滞在施設を下記の手順で開設します

(1) 開設準備

- ①習志野市は、一時滞在施設の開設が必要と判断した場合、別添様式1により開設を要請します。ただし、書面で要請する暇がなければ、口頭で要請し、事後に書面を速やかに提出します。
- ②一時滞在施設は、施設内の被害状況やライフライン（電気・ガス・上下水道・電話）の使用可否を確認し、一時滞在施設としての使用可否を確認します。
⇒別添様式2により市へ連絡します。ただし、暇がない場合は口頭で連絡し、その後書面で提出します。
また、開設できないと判断した場合も、速やかに市災害対策本部へその旨を報告します。
- ③施設内の受入れスペースや立ち入り禁止区域を設定します。立ち入り禁止区域は、張り紙等で明示します。
- ④施設の入り口や施設内の適当な所に、一時滞在施設であることの表示や、利用案内を掲示します。

お知らせ

- 1 本施設は、帰宅困難となった方のために、共助の観点から施設を開放しているものです。
- 2 本施設は、発災後、翌日には閉鎖しますので、帰宅困難者の方は、避難所へ移るか、帰宅するかとなります。
- 3 本施設は、災害時に緊急的に開設されているため、施設管理者の指示に従うとともに、施設管理者が責任を負えない場合もあることを理解したうえで、施設内で行動してください。
- 4 余震等の影響で建物の安全性や周囲の状況に変化が生じた場合には、急きょ、施設を閉鎖する場合があります。
- 5 この施設で提供できるのは、〇〇と〇〇です。（施設の状況に応じて対応できる項目について記述する）

9 発災時の対応のポイント

(2) 帰宅困難者の受入れ

- ① 帰宅困難者を受入れます。受入れの際は、入り口でカウンター等を用いて人数を把握するようにします。
- ② 食料・水などの備蓄品を配布します。
- ③ 事後に、災害救助法による費用の支弁を求める(市町村を通じて県へ)ことを考慮し、提供した品目と数量を記録しておきます。
- ④ テレビ・ラジオ・インターネット等で得た交通機関の運行状況を、口頭で、また、掲示板等を活用して、受入れ者へ提供します。可能であれば、テレビやラジオを、受入れスペースへ置きます。
- ⑤ 受入れ可能人数を超過しそうな場合は、市災害対策本部へ連絡し、案内できる周辺施設を確認した上で、受入れできない旨の掲示物を施設の入り口付近に掲示します。

お知らせ

- 1 この施設は満員となりましたので、受入れることができません。
- 2 最寄りの一時滞在施設は〇〇〇ですので、そちらをご利用ください。

(3) 一時滞在施設の閉鎖

- ① 原則として、発災から最大で1日程度で施設の閉鎖を準備する。
- ② 閉鎖に当たっては、受入れ者に対して、施設の閉鎖時間を告げる。
- ③ あわせて、公共交通機関の運行状況や、周辺の避難所情報を受入れ者へ提供する。避難所へ案内する場合は、必ず市災害対策本部へ連絡し、受入れが可能な避難所を把握した上で案内する。
- ④ 一時滞在施設の閉鎖を、市災害対策本部へ連絡する。

帰宅困難者支援マニュアル 資料集

※資料集の内容については、事務局で検討中です

